

弘前市みどりの協会「おでかけ緑の講習会」について

1. 名称

弘前市みどりの協会「おでかけ緑の講習会」

2. 概要

「おでかけ緑の講習会」は、弘前市みどりの協会（以下「協会」）の植物に関する情報や専門性を活かし、対象団体に協会職員を講師として派遣するものです。

3. 目的

当協会が持つ専門性を活かすことで、植物に関する理解を深め、緑豊かな暮らしと自然を大切にす優しい社会の実現に向けた手助けすることを目的とします。

4. 対象

弘前市に在住・在勤・在学する複数人で構成された団体（町会、学校、グループ、サークル等）が主催する、植物に関する学習会等（以下「学習会」）を対象にします。

5. 利用時間

利用時間は午前9時から午後5時まで。1回あたり3時間以内。

ただし協会の繁忙期並びに厳冬期の野外学習会、12月29日～1月3日の期間は利用できません。

6. 利用料

「緑の講習会」利用料は、原則として無料です。

ただし、主催者が営利を目的とした催しである場合は有料となる場合もあります。

「緑の講習会」利用に伴う材料費、会場の使用に係る経費等の学習会の開催に係る費用は、利用者の負担となります。

7. 申込み方法

「緑の講習会」を利用しようとする団体は、学習会の実施希望日の1カ月前までに「弘前市みどりの協会 緑の講習会利用申込書」を提出し、承諾を得て下さい。

やむを得ない事情があると認められた場合は、申込期日を過ぎたときであっても利用の申込みを受け付けることがあります。

8. 申込み後の変更・中止

申込書にある記載内容の変更、又は「緑の講習会」利用を中止するときは、届出し、その承諾を受けて下さい。

変更の内容が注意事項のいずれかに該当すると認められたときは、利用の承諾を取り消される場合があります。

9. 注意事項

内容が下記のいずれかに該当するときは、受付できません。また承諾されたとしても取り消されることがあります。

- (1) 「緑の講習会」を行うにあたり、必要な条件を満たさない場合。
- (2) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を阻害するおそれがある場合。
- (3) 「緑の講習会」の趣旨に反する場合。

10. 個人情報の取り扱いに関して

利用申込書に記載の個人情報については、本講習会以外の目的には使用しません。